

シテ議議生ニシテモ不辨ノ終一應解決ニシタルヲ該向題
ハ最近再燃ニテ職工ノ解雇ニ新聞発行ノ中止スルニ至
リタルヲ其ノ状況左記ノ通り

記

一 散生ノ場所 ヤマニ多ク山二丁目

二 名 称 ヤマト新聞社

三 社主 石岡

前同解雇當時社負債之貸金ハ營業収益ニ依リ支拂
事ニ決定シ付リタルニ拘ハラズ營業収益ハ瓦礫運搬
料紙代等ニ充當セラルレ社多職工等ニ対シ電車賃スラ
完全ニ支給セラルス事ニテ社内ニテ炊出ニシテ食
事ノ珍貴ニ爲リシルモ遂ニハ米代ニスラ倉庫スルニ至

リ社及自ラ金策ニテ炊出ヲ継続シツ、アリニカ印刷
工ハ廿四日ノ休日ニハ既定スル電車賃ナク徒歩ヲニテ
飯食ニ廿五日ニハ出勤職工文送工四名ノミニテ夕刊
一發行不能トナリ寫眞報社ニ依頼シ印刷發行ニシリ

四 解雇者表

望月社主ハ事断欠勤シタルハ不都合ナリトテ廿五日
夕刊文送工宮城信一郎、山本捷太郎、伏下方郎、綿
引知重、又外十七名、ニ対シ解雇通知シ告ニシリ

五 社解雇者側

廿七日正午一同本社ニテ対面協議ノ結果、未辨珍料ノ
支拂ヲ要求スル事ニ決シ
亦七日ヨリハ事務日午後町東予印刷工組合(金不)自派